

金融所得一元課税への第一歩となる税制改正

2002 年末に取りまとめられた平成 15 年与党税制改正大綱には、証券税制の大幅な見直しが盛り込まれた。株式譲渡益、配当、投資信託収益金に対する税率を統一し、損益通算の範囲を現状よりも広げるといふ今回の改正案の方向は、基本的に望ましいものである。この税制改正が、将来の金融所得一元課税への第一歩となることが期待される。

1. 平成 15 年大綱に盛り込まれた証券税制見直し

2002 年末にまとめた自由民主党など連立与党の税制改正大綱には、証券税制の大幅な見直しが盛り込まれた。その主要な内容は次の通りである。

- ① 株式譲渡益に対する課税を申告分離方式に一本化し、税率を 20%とする。但し、2003 年から 5 年間は 10%とする。
- ② 現在、上場株式等の 1 回の配当支払いが 5 万円以下の場合に適用されている配当所得の申告不要制度を拡充し、20%の源泉徴収課税を原則とする。但し、2003 年 4 月から 5 年間は、源泉徴収税率を 10%とする。
- ③ 公募株式投信の収益分配金に対する課税を 2004 年から株式配当と同じ扱いとする。すなわち、原則として申告不要とし、2008 年 3 月末までは 10%、それ以降は 20%の源泉徴収課税を行う。また、償還、中途解約による損失を株式譲渡益と通算することを認める。
- ④ 株式の売買から生じる損益を証券会社が把握し、投資家による確定申告の手間を省けるようにする特定口座の制度を改善する。年間を通じて徴収し過ぎた場合の証券会社による還付や年間取引報告書の税務署への提出の免除や実際の取得価格またはみなし取得価額（2001 年 10 月 1 日の終値の 80%）による特定口座への株式等の移管を 2003 年末まで認める。
- ⑤ 1 年超の長期保有株式に係る 100 万円までの譲渡益非課税を始めとする優遇特例措置を廃止する。

これにより、株式や上場投信（ETF）、不動産投信（REIT）などへの投資を行う個人は、

しかし、こうした一時的な特例措置には問題が多い。例えば、譲渡益を非課税とすることが株式投資需要を喚起し得ると考えたとしても、一定期間内に利益を上げられるという見通しがなければ特例措置が新たな株式買い付けに直結する可能性は限定される。そもそも、証券投資はリスクを伴うものであり、必ず利益が得られるとは限らない。譲渡益に対する優遇措置を講じるだけで損失面に対する配慮がなされないのでは、投資家が甘受する投資リスクに見合う税引き後リターンが確保されるということにはならず、リスクを伴う預貯金へ資金を振り向けた方が有利となってしまう可能性が残る。

また、わが国の金融税制が「貯蓄優遇」とみられてきたのは、株式投資に対する優遇措置が欠けていたためばかりではない。預貯金の利子に対する課税が、20%の源泉分離課税という簡便で分かりやすいものであるのに対し、株式や債券、投資信託に対する課税が、商品や発生する所得の性質ごとに大きく異なり、複雑で投資家にとって使いにくいものとなっていたことも大きく影響している。

そこで、野村総合研究所資本市場研究部は、2001年6月4日、「証券市場活性化へ向けての税制改革 一 個人投資家の参加促進をめざして」と題する緊急提言を発表し、株式や債券、投資信託等への投資から生じる損益を正確に把握し、利益に対しては預貯金利子よりも低い優遇税率で課税する一方、異なる商品間の損益通算と損失の翌年以降への繰り越しを認めるとともに、確定申告手続きを簡素化するための証券会社による管理口座制度を導入するよう提案した²。この提案は、税理論の面では、包括的所得税論に依拠する総合課税制度が原則とされつつも、多くの金融商品に分離課税が適用されているという現実や全ての金融商品に対する総合課税の適用を強行しようとする場合には資本の国外への流出が生じかねないという点に鑑み、いわゆる二元的所得税論に依拠しながら金融所得の一元課税を図るという立場に立つものであった。

3. 特定口座制度の導入と複雑な仕組みに対する批判

幸い、この提言の内容に対しては、各方面の理解が得られたようであり、2002年の税制改正では、2003年からの株式譲渡益の申告分離方式への一本化に伴う投資家による確定申告の手続きを簡素化するために、証券会社が損益を把握して税額の源泉徴収を行う「特定口座」制度が導入されることになった。一方、金融庁が設置した「金融税制に関する研究会」においても、金融所得一元課税をめぐる基礎的な議論が行われた³。

² 大崎貞和「証券市場活性化へ向けての税制改革 一 個人投資家の参加促進をめざして」『資本市場クォーターリー』2001年夏号参照。

³ 2002年6月に公表された研究会の報告書「今後の金融税制のあり方について 一 「二元的所得税」をめぐる議論の論点整理を中心として」参照。報告書本文は、金融庁ホームページから入手できる。

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_zeisei/ronten/f-20020628_ze.pdf

特定口座制度の基本的な考え方は、野村総合研究所の提言内容とも一致するものである⁴。申告分離課税方式を建前としつつも実際の申告の手間を省き、これまで捕捉が難しいと見方が強かった株式譲渡益をも、そこから生じる税額を金融機関による源泉徴収の対象とすることで効率的に捕捉しようとする特定口座は、有識者からも「日本発のグローバルスタンダードな制度」と高く評価された⁵。

しかし、いかに優れたアイデアといえども、具体的に実行する段階で使い勝手の悪い仕組みになってしまったのでは元も子もない。2002年6月以降、特定口座制度の詳細が明らかになると、年間を通じた徴収税額が多すぎた場合に還付申告が必要となること、バブル期に高値で購入した株式を特定口座に移管しようとするのみなし取得価額が適用されてかえって損をしてしまうこと、住民税の取り扱いが国税と異なるものとなっていること、等々をめぐって厳しい指摘が相次ぎ、新たな証券税制全体に対して、「複雑怪奇」、「投資家を市場から遠ざける」といった非難がわき起こることとなった⁶。

それ以前から、2002年税制改正の内容、とりわけ株式を一定期間内に購入、売却した場合に元本額 1,000 万円までの譲渡益が非課税となるという緊急投資優遇措置を始めとする複雑な優遇措置に対しては問題視する意見がみられたが、それらに加えて、納税を簡素化するはずの特定口座の複雑さが明らかになったことで、一挙に批判の声が高まったのである。この結果、正しい損益に対して課税が行われぬという不公正さが問題視され、廃止されることが改正の大前提となっていたはずの株式譲渡益に対するみなし利益に基づく源泉分離課税制度を存続させるべきという極論まで一部で主張されるようになった⁷。

こうした事態を受けて、財務省、国税庁及び総務省は、「特定口座実施円滑化プロジェクトチーム」を設置し、日本証券業協会や証券会社から要望を聴取するなど、制度の本格実施以前であるにもかかわらず、改善を急いだ。この検討結果は、11月には取りまとめられ、政省令の改正など、法令上の手当てが進められることになった。

この間、9月以降、各証券会社では特定口座制度の投資家への説明、口座開設申し込みの受付が行われた。11月の見直し以前の仕組みを前提としながら、いわゆるタンス株券の売却を急いだ投資家も少なくない。見直しの結果、特定口座の仕組みは大幅に改善され、投資家にとって使い勝手の良いものとなったが、当初発表された仕組みが投資家の間で大きな混乱をもたらしたことは、大きな反省点となった。

⁴ 大豆生田崇志「新税制で個人は動くか」『日経ビジネス』2003年1月13日号、86-88頁、88頁は、野村総合研究所の提言内容が、「事実上、特定口座の原型になったとされる」としている。

⁵ 森信茂樹「具体的検討の俎上に上った金融税制一元化 — 特定口座のもたらす意味 —」『月刊資本市場』2002年11月、27-34頁、30頁。

⁶ この時点での制度の複雑さや問題点については、日本経済新聞社編『新証券税制はこう乗り切れ 事例でわかるあなたの株の税金』（日本経済新聞社、2002年9月）に詳しい。

⁷ 源泉分離課税存続をはっきりと主張しているものではないが、類似した論調の一例として、『月刊資本市場』2002年11月、62頁掲載の「覆面時評」参照。

4. 新税制への評価と課題

1) 高く評価できる改正大綱

このような経緯を経て決定された今回の税制改正大綱は、リスクを取った投資行動が税制上不利に扱われないようにし、公平で簡素な証券税制を構築するという改革の原点に改めて立ち戻ろうとしながら、証券市場振興が喫緊の政策課題と認識されている現下の情勢に鑑み、証券投資優遇の視点も盛り込んだ内容であり、高く評価することができる。

具体的には、①株式譲渡益と配当、投資信託から生じる収益に対する税率を預貯金利子と同じ 20%とし、リスクを取った投資行動が不利に扱われないようにし、②5年間の期限付きとはいえ、株式譲渡益や配当といった証券投資から生じる所得に対して 10%という極めて低い税率を適用することで証券投資を優遇する姿勢を示し、③特定口座の使い勝手を改善することで確定申告の手続きが不要となる可能性を広げたのである。しかも、④株式投信の損失と株式譲渡益の損益通算を可能にすることで、「損切り」した資金が新たな投資へ向かう可能性を開いたと言えよう。

1年超保有株式の譲渡益に対する 100万円までの非課税措置及び元本 1,000万円までの緊急投資優遇措置が廃止されることになったという点についてはどうであろうか。確かに、緊急投資優遇措置に限ってみても、投資家に正しく周知されれば、株式市場への一定の資金流入効果をもたらす可能性はあっただろう⁸。とはいえ、既に触れたように、時限的な優遇制度には問題が多い。しかも、いくつもの優遇措置が講じられたことは、「複雑怪奇」との批判を呼び起こすこととなった。優遇措置を整理し、10%という低税率での課税に統一したことは、前向きに評価できるのではないだろうか。

もっとも、この優遇措置をめぐっては、以前から投資優遇としては不十分との見方もあり、日本証券業協会を始め、株式譲渡益の全面的な非課税化を要望する声が少なくなかった。そうした観点に立つならば、株式譲渡益に対する従来の優遇措置が廃止された上に、非課税化も実現しなかったのは大きな後退であるとの結論が導き出されるかも知れない。

しかしながら、株式譲渡益の全面的な非課税化が、真に「投資優遇」となるかどうかについては大きな疑問がある。そもそも、わが国においても、株式譲渡益は 1953年から 1989年まで原則非課税とされていたのである。しかし、そのことが、個人投資家層の拡大や証券投資を通じた国民の金融資産形成に大きく貢献したとは考えにくいだろう⁹。

株式投資に対する正しいインセンティブが喚起されるためには、リスクに対するリターンが、税引き後ベースで十分に見合ったものにならなければならない。そのためには、キ

⁸ 杉岡登志夫「わが国における証券税制見直しのインパクト」『資本市場クォーターリー』2001年秋号参照。

⁹ これは、一時わが国で広く喧伝されたドイツのケースにも当てはまる。管見の限りでは、ドイツでは戦後一貫して、個人の株式譲渡益は非課税であった。「税制優遇がドイツの個人投資家層拡大に貢献した」とされる論者が、いつ株式譲渡益が非課税化されたかをご教示下されれば幸いである。なお、ドイツについては、落合大輔「積極化するドイツ個人投資家の証券投資」『資本市場クォーターリー』2001年夏号参照。

ャピタル・ゲインに対する課税を調整（あるいは排除）するだけでなく、株価の下落によって損失が生じた場合に、正しく税負担が軽減されるような仕組みを設ける必要がある。

そのための一つの方法としては、給与所得その他の勤労所得からキャピタル・ロスの控除を認めるという選択肢もあり得る¹⁰。しかし、キャピタル・ロスに対する課税が実現ベースでしか行われないのであれば、そうした制度は、含み損を抱えた株式をタイミングを見ながら売却し、課税所得金額を恣意的に調整するという行動を誘発しかねない。そのため、キャピタル・ロスの控除をキャピタル・ゲインとの通算という範囲でのみ認めるという考え方がとられやすいが、そのような考え方をとる場合、キャピタル・ゲインが全面的に非課税とされているならば、一切のロスの控除ができないことになってしまう。

もちろん、理論的には、株式譲渡益、譲渡損失を未実現段階で課税、控除するという仕組みも考えられるが、保有株式の時価評価を徹底することが必要となるなど、実務上のハードルは極めて高いように思われる。

もう一つの論点として、配当に対する原則 20%、当面 10%での事実上の源泉分離課税という仕組みをどう評価するかがあろう。この点については、当初、配当収入を期待する投資家の株式長期保有を促すとして積極的に評価する意見が強かったようである。とりわけ、現下の超低金利を考えれば、預貯金に見切りをつけた配当志向の投資家が市場へ参加するきっかけとなる可能性も強い。とはいえ、その後、2003 年 1 月に米国のブッシュ大統領が、配当の「二重課税」を排除するために個人の配当課税を原則撤廃すると発表したことで、不十分な内容とする見方も生まれているように思われる。

この点をめぐっては、そもそも配当の「二重課税」をどれだけ深刻な問題と考えるか、また、「二重課税」を排除するために、どこまで複雑な仕組みを容認するか、が問われていると言える。

米国の場合も、あくまで「二重課税」排除が目的とされるため、法人税を納めていない企業からの配当収入は、引き続き個人の所得として累進税率で課税されることになる。個人にとっては、法人税を納めた企業からの配当かどうかを識別した上で、申告納税することが必要になるわけである。欧州で「二重課税」調整の仕組みとして用いられてきたインピュテーション方式についても、仕組みの複雑さや非居住者について調整が行えないなどの問題が指摘され、制度が見直されている。

その点、わが国の改正案は、配当に対して低い税率を課すことで、あり得べき「二重課税」には、ある意味で目をつぶろうとする仕組みである。配当所得はそもそも累進税率で総合課税されるべきであるという立場からは、相当程度「二重課税」が調整される結果になるとみることもできる。あるいは、法人税を支払わない企業からの配当収入も低率課税されるという点を考えれば、過剰な「調整」が行われるとすら言えよう。いずれにしても、これは、法人税と個人所得税の関係という視点から、更なる検討を要する問題であり、現

¹⁰ 米国等でも部分的に認められている。

段階で、日米の比較から短絡的な結論を導き出すことは望ましくない。

2) 今後の課題 —金融所得一元課税をめざして—

もっとも、今回の税制改正大綱にも問題（あるいは今後に残された課題）がないわけではない。

最大の問題は、損益通算可能とされる範囲が、株式の譲渡益と譲渡損、株式の譲渡益と株式投信の解約・償還損のみに限定されており、証券投資から生じる損益について広く通算を認めるという仕組みにはなっていない点にある。近い将来、少なくとも、株式投信から生じる損益の通算、株式投信からの収益と株式譲渡損の通算については、可能とすべきであろう¹¹。

但し、そのためには、株式投信の課税上の取り扱いを株式と同じ申告分離方式へ全面的に移行することが必要となる。つまり、収益金に対する源泉分離課税をやめることが必要なのである。もちろん、それを直ちに実施すれば、大きな混乱を招き、株式投信離れに直結しかねない。しかし、特定口座の浸透を図り、既に投資信託の窓口販売を行っている銀行等の金融機関でも特定口座が開設できる仕組みを構築していくことで、株式投信を円滑に申告分離方式へ移行させることが可能なのではなかろうか。

また、株式の配当と譲渡損の通算といったことも検討の視野に入れるべきである。これも、配当金が、多くの場合、証券代行業務を営む信託銀行から直接投資家の手元に送られているという現状を考えれば、特定口座内のみで処理することは困難である。もっとも、今後数年以内に、株券のペーパーレス化が実施される見通しであり、その場合、配当の取り扱い実務にも変化が生じる可能性はある。

しかし、そこまで議論を広げていくと、現在の所得分類や総合課税を基本原則とする考え方そのものを再検討することも必要になってくる。既に、商品や所得分類の違いによって課税上の取り扱いが大きく異なるなど、複雑化した金融・証券税制を公平で簡素なものに改めるためには、いわゆる二元的所得税論への転換、あるいは少なくとも金融所得課税の一元化が必要だとの声は強い¹²。

今回の証券税制見直しによって、株式譲渡益と配当、投資信託から生じる収益に対する税率を預貯金利子と同じ20%とするとの原則が打ち出されたことは、将来の金融所得一元課税への第一歩となる可能性を秘めている。今回の見直しで証券税制改革が一段落したと考えるのではなく、これを機に、理論面における更なる検討や所得税制の枠組み全体の再検討を進めていくべきであろう。

¹¹ 投資信託課税の問題点については、大崎貞和「投資優遇税制への転換に向けての検討課題」『税務弘報』2002年4月参照。

¹² 既に触れた文献に加えて、野村容康「金融所得税制の抜本的改革に向けて」『月刊資本市場』2001年8月、森信茂樹「21世紀の金融・証券税制を考える」『月刊資本市場』2001年11月、12月神田秀樹「税制改革の視点 個人投資後押し」（『日本経済新聞』「経済教室」2002年2月1日付け）など参照。

また、本格的な金融所得一元課税を、納税者側の負担（とりわけ確定申告の手間）を過度に強めない形で実現していくためには、せつかく導入された特定口座制度の有効活用を幅広い視点から検討していく必要がある¹³。他方、少なくとも金融所得の範囲内での所得捕捉を容易にするための番号制度などの仕組みの検討も視野に入れることも求められよう。その際には、今回の見直しへ至る経緯を一つの教訓とし、早い段階で証券会社等の実務家の意見を聴取し、証券投資の現場に受け入れられる現実的な制度をめざすことが極めて重要である。

今後、税制改正大綱の内容が全面的に実現され、個人による証券投資拡大につながっていくとともに、金融所得課税の一元化をめざす本格的な検討の糸口となることを期待したい。

（大崎 貞和）

¹³ 森信、注4前掲論文参照。